

新潟県条例第12号

新潟県生活環境の保全等に関する条例及び新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例の一部を改正する条例

(新潟県生活環境の保全等に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県生活環境の保全等に関する条例(昭和46年新潟県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(承継)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 第14条第1項又は第15条第1項の規定による届出をした者について相続、<u>合併又は分割(その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。)</u>があつたときは、相続人、<u>合併後</u>存続する法人若しくは合併により設立した法人<u>又は分割により当該特定施設を承継した法人は</u>、当該届出をした者の地位を承継する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 第20条の規定は、第27条第1項又は第28条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、<u>合併若しくは分割により取得した者について</u>準用する。</p> <p>(準用)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 第20条の規定は、第37条又は第38条の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、<u>合併若しくは分割により取得した者について</u>準用する。</p> <p>(準用)</p> <p>第68条 第20条の規定は、許可を受けた者から当該許可に係る揚水設備を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、<u>合併若しくは分割により取得した者について</u>準用する。</p> <p>(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)</p> <p>第85条 知事は、特定工場等において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定工場等の設置者(相続、<u>合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)</u>に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄</p>	<p>(承継)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 第14条第1項又は第15条第1項の規定による届出をした者について相続<u>又は合併</u>があつたときは、相続人<u>又は合併後</u>存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 第20条の規定は、第27条第1項又は第28条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続若しくは<u>合併</u>により取得した者について準用する。</p> <p>(準用)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 第20条の規定は、第37条又は第38条の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続若しくは<u>合併</u>により取得した者について準用する。</p> <p>(準用)</p> <p>第68条 第20条の規定は、許可を受けた者から当該許可に係る揚水設備を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続若しくは<u>合併</u>により取得した者について準用する。</p> <p>(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)</p> <p>第85条 知事は、特定工場等において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定工場等の設置者(相続<u>又は合併</u>によりその地位を承継した者を含む。)に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のため</p>

化のための措置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があつた時において当該特定工場等の設置者であつた者と異なる場合は、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合において、知事は、同項の浸透があつた時において当該特定工場等の設置者であつた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対しても、同項の措置をとることを命ずることができる。

3 特定工場等の設置者（特定工場等又はその敷地を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者を含む。）は、当該特定工場等について前項の規定による命令があつたときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

（準用）

第86条（略）

2 第20条の規定は、第76条又は第77条の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者について準用する。

（準用）

第98条 第20条の規定は、第91条第1項又は第92条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等に設置する特定施設の全てを譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者について準用する。

（規制基準）

第101条 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。以下同じ。）において次に掲げる営業（以下この節及び第13章において「飲食店営業等」という。）を営むことにより発生する騒音に係る規制基準（以下この節において「規制基準」という。）は、区域の区分ごとに規則で定める。

- (1) 飲食店営業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する営業のうち、設備を設けて客に飲食させるものをいう。）
- (2) 喫茶店営業（食品衛生法施行令第35条第2号に規定する営業をいう。）
- (3) （略）

（自動車等の運行に伴う排出ガス等の低減の促進）

第124条 自動車等の使用者その他自動車等の整備について責任を有する者又は運転者は、自動車等の運行に伴い発生する排出ガス（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する政令で定める物質をいう。以下同じ。）及び騒音の

の措置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があつた時において当該特定工場等の設置者であつた者と異なる場合は、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合において、知事は、同項の浸透があつた時において当該特定工場等の設置者であつた者（相続又は合併によりその地位を承継した者を含む。）に対しても、同項の措置をとることを命ずることができる。

3 特定工場等の設置者（特定工場等又はその敷地を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続若しくは合併により取得した者を含む。）は、当該特定工場等について前項の規定による命令があつたときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

（準用）

第86条（略）

2 第20条の規定は、第76条又は第77条の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続若しくは合併により取得した者について準用する。

（準用）

第98条 第20条の規定は、第91条第1項又は第92条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け、若しくは借り受け、又は相続若しくは合併により取得した者について準用する。

（規制基準）

第101条 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。以下同じ。）において次に掲げる営業（以下この節及び第13章において「飲食店営業等」という。）を営むことにより発生する騒音に係る規制基準（以下この節において「規制基準」という。）は、区域の区分ごとに規則で定める。

- (1) 飲食店営業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第5条第1号に規定する営業のうち、設備を設けて客に飲食させるものをいう。）
- (2) 喫茶店営業（食品衛生法施行令第5条第2号に規定する営業をいう。）
- (3) （略）

（自動車等の運行に伴う排出ガス等の低減の促進）

第124条 自動車等の使用者その他自動車等の整備について責任を有する者又は運転者は、自動車等の運行に伴い発生する排出ガス（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第10項に規定する政令で定める物質をいう。以下同じ。）及び騒音の

低減を図るため、自動車等の合理的な使用、必要な整備及び適正な運転に努めなければならない。 2 (略)	低減を図るため、自動車等の合理的な使用、必要な整備及び適正な運転に努めなければならない。 2 (略)
---	---

(新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例（平成17年新潟県条例第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(適用除外) 第21条 第9条から第13条までの規定は、 <u>法第2条第11項</u> に規定する特定粉じん排出等作業（同項に規定する特定建築材料以外の吹付けアスベスト等が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を除く。）については、適用しない。 2 (略)	(適用除外) 第21条 第9条から第13条までの規定は、 <u>法第2条第12項</u> に規定する特定粉じん排出等作業（同項に規定する特定建築材料以外の吹付けアスベスト等が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を除く。）については、適用しない。 2 (略)

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。